

第1回農林水産省政策評価会議事録

開催日時：平成20年3月26日（水） 15：00～17：40

開催場所：農林水産省第2特別会議室

出席者：（委員）八木座長、合瀬委員、工藤委員、立花委員、田中委員、永石委員、長谷川委員

（当省）政策評価審議官、企画評価課長、総合食料局食料企画課長、消費・安全局消費・安全政策課長、生産局生産推進室長、経営局総務課長、農村振興局農村政策課長、林野庁企画課長、水産庁企画課長、環境バイオマス政策課長、国際政策課長ほか

1 開会

八木座長 時間となりましたので、ただいまから平成20年第1回の農林水産省政策評価会を開催いたします。

皆様、本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

2 議事

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

なお、工藤委員と立花委員につきましては、ご都合により20分ほど遅れるとの連絡をいただいております。

本日は、平成19年度に実施した政策の評価結果について、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

始めに、企画評価課より総括的な事項について簡潔に説明をお願いします。

塩川参事官 それでは、私の方からご説明申し上げます。

これまで、実績評価の第1回目の検討につきましては6月に実施していましたが、政策評価の結果を予算事業の見直しに一層活用させる観点から、今回、3月に実施することといたしました。3月の段階でございますとまだ年度が終了していませんので、実績

値の確定していないものが多いわけですが、これらにつきましては現時点で把握可能な情報を収集・分析いたしまして評価をしております。本日、これをもとに議論をいただきまして、6月の評価会までに実績値を確定させまして、さらに分析を深めたいと考えております。

本日は、昨年議論をしなかった8分野、それと、新たに分野立てを行いましたバイオマスの利活用の推進の計9分野につきましてご議論いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

八木座長 議事を効率的に進める観点から、いつものように前半と後半の2つのグループに分けて検討したいと思います。最初に総合食料局、消費・安全局、生産局、経営局、農村振興局、次に休憩を挟みまして、林野庁、水産庁、環境バイオマス政策課、国際部という順番で行いたいと思います。

それでは、まず、最初のグループの評価結果(案)について、総合食料局梶島食料企画課長、消費・安全局嘉多山消費・安全政策課長、生産局鈴木生産推進室長、経営局宮原総務課長、農村振興局永嶋農村政策課長の順番で簡潔に説明をお願いします。

それでは、総合食料局からお願いします。

梶島食料企画課長 それでは、総合食料局関係について説明させていただきます。

お手元の資料、下の方に と書いてある分が総合食料局関係でございます。 - 1ページから説明させていただきます。

今回、目標が3つございます。まず1つ目が、 - 1に書かれてございますクラスターの取組による製造業の活性化でございます。これは、製品出荷額が前年実績を上回っているかどうかということで基本的に判定することになっております。今回、前年比2.8%増となっているということでございまして、達成状況欄にございますように、「おおむね有効」となっております。

それから、一番下の行から次の目標の に行っておりますが、食品流通の効率化でございます。これにつきましては、卸売市場整備、ユビキタス・コンピューティング、いわゆる流通の効率化というところでございます。この部分は、食品流通業の1人1時間当たりの販売量、労働生産性が前年実績を上回っているかどうかということの判定の基本としております。

小売の部分につきましては、生産性が2.2%と増加しておりますが、卸売業では逆に6.4%減少したということで、「有効性の向上が必要である」というふうに達成状況、一番上

の右の欄でございますが。

3つ目の目標、これにつきましては、食品産業の国際競争力の強化ということでございまして、いわゆる我が国の食品産業の現地法人数、この増加というものを判定指標にしております。この指標につきましては実績値の把握が本年5月というふうに予定されておりますことから、今回は判定は行っておりません。

以上3つの指標につきまして、一番目の目標につきましては、引き続きクラスター事業を展開して行って、地域食材を活用した新商品や販路の拡大等を支援していきたいと。

それから、流通につきましては残念ながら労働生産性が向上してないということで、従前の物流管理効率化新技術確立事業につきまして、これを廃止して、従来卸売市場などでやっていた電子タグにつきましては、労働時間を3割ぐらい下げるという効果が実証されておりますので、この電子タグを活用したビジネスモデルの普及ということで新たに取り組んでいきたいと。それから、また、産地中小消費地における地域別モデルの事業への支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、 - 3の一番最後のところに書かれてございますが企画評価課の所見、流通の効率化につきましては外的要因に大きく左右されると。そういう目標設定となっていることから、目標の見直しについて今後検討すべきであるという指摘。それから、東アジアにつきましては、我が国の食品産業の国際競争力の強化を図るとともに、東アジア各国の食品産業の発展に寄与するために必要な施策を推進していく必要があるという所見をいただいているところでございます。

総合食料局としてはこれを踏まえまして、特に流通の効率化の目標の設定や判定方法につきましては、今後検討し改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

八木座長 それでは、消費・安全局嘉多山課長。

嘉多山消費・安全政策課長 消費・安全局の嘉多山でございます。

私どもの方は、資料3の - 1というところからのご説明でございます。

私どもの目標をご説明申し上げますと、目標 として食品の安全性の確保という目標を立ててございます。これについては、カドミウム、デオキシニバレノール、ダイオキシン類について、摂取許容量を超えない程度に抑制をするということで、すべてのものについて摂取許容量を下回っているという状況でございまして、「おおむね有効」ということでございます。

それから、 は家畜伝染病対策でございますが、これについてもまん延防止措置を適切にできないような事例はゼロということで、「おおむね有効」であろうというふうに考えております。

それから、2ページ目でございますけれども、目標 として植物防疫対策を掲げております。これについても、まん延防止措置ができてないというような事例というのはございませんでしたので、「おおむね有効」であろうというふうに考えておるわけでございます。

それから、3ページ目でございますが、目標 として、遺伝子組換え作物の環境リスク管理ということを掲げております。カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しないような状態を維持するということで、適切に安全評価をしながら管理をしていくということでございますが、これも緊急発動件数というのはございませんでしたので、「おおむね有効」に機能しているというふうに考えてございます。

それから、最後でございますが、消費者の信頼の確保ということで、食品表示について不適正表示率を2割削減するという目標を立てております。これにつきましては、実績値が7月中旬公表ということになっておりますので、その時点で評価をということで考えておるわけでございます。

最後に4ページ目でございますが、このような評価も踏まえまして、私どもとしては今後とも消費者の安全の確保、健康を守るということが最も重要であるということを中心に考えながら、科学的にリスク分析の考え方に従って継続的に取組を進めていきたいということでございます。

それから、消費者の信頼の確保についても、全体的にはおおむね目標を達成しているというふうには考えられますけれども、昨今、食品表示の信頼を揺るがすような事案が発生したという中で、より消費者の立場に立った表示制度の充実といったようなものを検討していきたいというふうに考えておりますし、食品関連事業者への監視・指導を強化をしていくということを考えておるわけでございます。

官房企画評価課からのご指摘でございますけれども、カドミウム、デオキシニバレノール、ダイオキシン類以外の有害物質について実態調査を行いデータの蓄積を図り、的確にリスク管理を行っていく必要があるということを指摘いただいております。これにつきましては、19年度においても例示としてこの3つを大きなものとして挙げてございますが、全体としては有害物質・微生物を含めまして10種類の危害要因について実態調査を実施をし、適切なリスク管理の在り方というのを検討しているという状況でございます。

それから、高病原性鳥インフルエンザについても発生はございませんでしたけれども、防疫対策を有効かつ適切にできるようにということで、防疫演習の実施ですとか、防疫指針の改善といったものに取り組んでいくということでございます。

それから、食品の表示でございますけれども、これも必要な制度改正を行うということでございますけれども、今年の4月から業者間取引においても表示の適正化を図るべく義務化をするということで今進めているということでございます。

以上でございます。

八木座長 続いて、生産局鈴木室長、どうぞ。

鈴木生産推進室長 それでは、生産局関係についてご説明を申し上げます。

資料、生産局は - 1 とついているところからご説明をさせていただきます。

政策分野、国産農畜産物の競争力の強化。目標の1つ目、米の生産コストにつきましては、19年度の目標が1万5,900円、60キロ当たりですけれども、実績が8月公表予定ということでございまして、実績値の把握ができておりません。しかし、近年順調に低下してきているところであり、前年度に引き続いて低減が図られるものと期待をしているところであります。

続いて次のページ、 - 2 の大豆の生産コストでございます。大豆の生産コストにつきましても、実質的には9月公表ということで実績値の把握ができておりません。しかし、これも2年連続して順調にコスト低減が進展してきておりまして、19年度も生育も順調であったということで、昨年に引き続いて低減が期待されるというふうに考えてございます。

続いて、同じページの下、生乳生産コストにつきましては、19年度100キロ当たり1,970円という目標に対しまして、実績値1,911円で目標の達成が図られておりまして、達成ランク「A」ということになっております。

続きまして、3ページですけれども、肉用牛生産コストにつきましては、19年度100キロ当たり1万959円という目標に対しまして、実績値が1万490円ということで、これも目標の達成が図られているということで、達成ランク「A」ということになっております。

その下、飼料作物生産コストにつきましては、19年度の目標がTDN当たり42.6円という目標になっておりますけれども、実績値6月公表予定ということでありますので実績値の把握ができておりません。しかし、生産コストの削減に向けまして従来同様措置等も引き続いて講じておりますので、一定の効果が見込まれるというふうに考えております。

続いて4ページ、目標、麦の新品種作付けシェアでございます。19年度21%の目標に

対しまして、実績値23.1%で、目標達成が図られておりまして、達成ランク「A」ということになっております。

続いて5ページ、指定野菜（ばれいしょを除く）の加工向け野菜の出荷数量でございます。19年度の目標68万トンですけれども、出荷数量の速報値が8月末ということで実績値が把握できておりません。しかし、19年度、従来の取り組みに比べまして、特に輸入野菜に奪われている品目に重点を置いて事業に取り組んだということがありますので、目標の達成が期待されるというふうに考えております。

それと、5ページの一番下のところになります。植物新品種の品種登録に係る平均審査期間でございます。1枚おめくりをいただきますと、実は3月末でないと実績が確定をしないということなんですが、2月末時点で2.9年という結果が出ておりまして、一応19年度目標3.1年を下回っているので、目標達成は可能だというふうにこの項目については見込んでいるところでございます。

それで、今回、生産力といたしまして「施策に関する評価結果」にございますように、生産コストの低減の中の米、大豆については目標の達成が期待されるということですし、生乳、肉用牛につきましては目標を達成をしていると。それから、飼料作物についてはこれまでの低減傾向で推移するというふうに考えておるところでございますけれども、今後とも一層のコスト低減を図るために、規模拡大による効率化、新技術の開発・普及、低廉な生産資材の普及等を推進する必要があると考えております。

また、麦の実需者ニーズへの対応につきましては、新品種作付けのシェアについては目標の達成が期待されると考えておりますけれども、引き続き麦の種類、用途ごとに計画的な生産に取り組んでいく必要があります。

指定野菜の加工向け出荷数量につきましては、近年増加傾向に転じてきておりますので、目標の達成は期待されると考えておりますけれども、今後、皮をむいたりとか、そういった簡単な一時加工が必要な品目につきましては、栽培体系の実証実験の実施とか、契約取引の推進のための人材育成と、こういった施策を通じまして、産地における加工・業務用向けの供給体制を強化していく必要があると考えております。

新品種の審査期間の短縮につきましては、目標の達成が期待されるというふうに考えておりまして、今後とも、引き続き増加傾向にある出願件数に対応できる体制を整える必要があると考えております。

最後、7ページにございますように、官房企画評価課からは、コスト低減に関しまして、

米、大豆、生乳、肉用牛につきましては、引き続き一層のコスト低減に取り組んでいく必要がある。特に飼料作物の生産コストにつきましては、自給飼料の増産が喫緊の課題であり、輸入飼料への依存体質から国産飼料に立脚した畜産経営に転換するための施策を推進する必要があるという指摘を受けております。

生産局といたしましては、この指摘を踏まえ、より一層のコスト低減などに取り組むことによりまして、消費者や食品製造業、外食産業など、需給者の多様なニーズに応じた農畜産物を、効率的、安定的に生産できる体制を確立してまいりたいと考えております。

以上でございます。

八木座長 経営局の宮原課長、どうぞ。

宮原総務課長 経営局の宮原でございます。

経営局関係についてご説明申し上げます。

当方の資料は、下に の数字が振ってある資料でございます。

- 1 ページをご覧ください。政策分野は「意欲と能力のある担い手の育成・確保」でございます。

目標 の「担い手の育成・確保」につきましては、農業経営改善計画の認定数を目標に設定しておりまして、24万経営体という目標でございます。この19年度の目標に対しまして、19年9月末現在で23万6,000経営体というふうになっておりまして、半期の実績ではありますけれども、達成率は91.7%、「A」ランクという状況でございます。

次に、目標 、下の方に入っておりますけれども、「担い手への農地利用集積の促進」でございます。これにつきましては、担い手の農地利用集積面積196万ヘクタールという19年度の目標がありまして、これに対しまして19年度の推計値では、193万6,000ヘクタールとなっております。

これは、4月から12月までの数値をサンプルの市町村から取りまして調査したもので、かなり実績値と誤差が出ることが見込まれますが、一応この推計値を出してみますと、達成率92.5%、「A」ランクという状況となっております。

続きまして、 - 2 ページをご覧ください。目標の の「人材の育成・確保」でございます。これにつきましては、新規就農青年数の確保者数、19年度目標1万2,000人というのを立てておりまして、19年度の推計値では1万900人となっております。これも推計値ではありますけれども、達成率は90.8%で「A」ランクという状況となっております。

今回、経営局といたしましては、 - 3 ページに「施策に関する評価結果」欄にもございますように、引き続き現在の施策を実施していくことを基本と考えておりますけれども、担い手の育成・確保については水田・畑作経営所得安定対策の着実な実施、それから、農地利用集積につきましては、「農地政策の展開方向について」に基づく具体的な取り組みの推進、人材の育成・確保については、更にきめ細かな就農支援の充実を引き続きやっていくことが必要と考えているところでございます。

このような評価に対しまして、企画評価課からは、農地利用集積については将来に渡って農地の有効利用が促進されるような制度の検討、それから、人材の育成・確保については、毎年度1万2,000人を確保するという目標を例年下回っているというようなこともありますので、目標の達成に向けて全力を挙げた取組が必要との指摘を受けております。

経営局といたしましては、これらのご指摘も踏まえまして、引き続き意欲と能力のある担い手の育成・確保に取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

八木座長 農村振興局の永嶋課長、どうぞ。

永嶋農村政策課長 農村政策課永嶋でございます。

農村振興局関係についてご説明申し上げます。

下に - 1 と書いてありますページをご覧ください。政策分野につきましては、「都市との共生・対流等による農村の振興」でございます。

目標 の都市と農村の交流の促進、都市農業の振興につきましては2つの表がございます。まず、グリーン・ツーリズム、施設年間延べ宿泊数でございますけれども、国内の宿泊を伴います観光旅行全体が伸び悩んでおりまして、年間836万人の目標に対しまして822万人程度、達成ランクは「B」というところでございます。

もう一つの、都市的地域における市民農園の区画数でございますけれども、農園を開設するときに所有者等の理解を得て農地等の用地調整を要することから、そういう様々な要因がございまして、13万6,000区画の目標に対しまして、13万1,000区画となりまして、達成ランクは「B」と考えております。このため、目標 に係る達成ランクにつきましては「B」ということで見込んでおります。

次に、 - 2 ページをご覧ください。目標 の、中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進についてでございます。毎年度1戸当たりの農家総所得485万円を維持するという目標をしておりますけれども、実績値の欄が空欄になっております。

空欄にしている理由でございますけれども、農家総所得につきましては、農林水産統計の農業経営統計調査によりまして把握しておりますけれども、当該年度の確定値の公表は次の年の11月になります。これまでは四半期ごとの速報を組み替えまして集計し直して、3月末の数値を推計しておりました。

しかし、今年度から四半期ごとの調査速報自体が廃止になりました。従来手法では推計できなくなりました。このために、前年度の実績をもとに推計しようとしたしましたが、平成18年度の農家総所得の確定値の公表につきましては、ずれ込んでおりまして推計ができないということで、この部分につきましては空欄になっているところでございます。

ランクにつきましては、今年度は原油高によりまして農業経営費の増加、それと、兼業農家の農外所得の低下等の外部要因の影響を受けて、達成ランクは「B」ということを推定しております。

続きまして、目標の、意欲に溢れ豊かで住みよい農村の実現についてでございますけれども、4つの評価が出ております。 - 2 の下の欄をご覧ください。

1つ目の、農地・水・環境保全向上対策に係る表についてでございますけれども、前回、平成19年8月の評価会において説明させていただきましたとおり、仮に設定したものでございまして、多くの地域で地域ぐるみの協働活動が取り組まれました結果、達成はランク「A」となっているところでございます。

2つ目の表、景観農振計画策定地でございますけれども、策定する市町村が思うように増えませんで、20計画の予定に対して2計画ということになりまして、達成ランクは「C」ということでございます。

3つ目の、生活排水の処理人口の普及率に係る処理数でございますけれども、これも前回の委員会のときにご説明しましたとおり、農村人口の減少に伴いまして、その実態に合わせて平成18年度に算定方法を修正いたしました。その結果、既に最終目標値を上回る結果となっております。このため暫定値が56.7%ということになっておりますが、当該指標の達成度はバーということで、目標の全体の達成ランクを判断する指標とはしておりません。

4つ目の指標でございます。住民の生活環境に関する評価でございますけれども、8割の達成度となっております、達成ランクは「B」でございます。

従いまして、目標全体の達成ランクは「B」ということになっております。

最後に、 - 3 ページの下の欄でございますけれども、「施策に関する評価結果」でご

ざいます。農村振興局といたしましては、平成19年度についてはこれまでの諸施策は一定の効果が発現しているものと考えていますけれども、都市との共生・対流を通じた農村の活性化については、「地方再生戦略」を着実に推進していくことが必要ではないかということ、また、「景観農業振興地域整備計画の策定数」、「農地・水・環境保全対策」に係る指標・目標の在り方につきましては、情勢等の変化を踏まえた検討が必要であると、そういう評価をしているところでございます。

なお、官房企画評価課からは、 - 4 ページ下の欄にございますように、「子ども農山漁村交流プロジェクト」について、農林水産省が中心となって、これは3省で連携してやっている事業ですけれども、総務省、文科省と連携して支援するほかに、省内においても教育ファーム等の必要な連携・協力を行うこと。それと、中山間地域につきましては、今後存続が危惧される農村集落の数が増えることが見込まれることから、これらの集落に対する施策の在り方について、小規模高齢化集落における地域資源保全活動等の今後の情報を活用して検討することが必要であると。それと、景観農業振興地域整備計画の策定数につきましては、当該指標を設定した経緯等を踏まえ、掘り下げた分析・検証を行う必要があるという指摘を受けております。

今後、これらの指摘を踏まえまして対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

八木座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明があった評価結果（案）につきましてご意見をいただきたいと思っております。別紙についておりますデータ、資料等に関する質問についてでもご遠慮なくどうぞ。

それでは、私の方から総合食料局にお伺いしたいと思います。 - 6 のグラフで、卸売業と小売業との2つのグラフが出ておりますけれども、平成19年度が相互に違った方向に動いておりまして、その要因として、全体としての売り上げが減っているのに従業員数が増えたという分析をされていますけれども、この点のもう少し突っ込んだ要因について分析をされておるのでしょうか。

特に、 - 7 の上の表に、卸業者関係で18年までは事業者数がずっと減っておるんですけれども、19年度だけポコッと増えている。これは小売もそうなんです、小売の場合には販売額がやや上向きということですから。このあたりの要因についてもう少し何か分析されておるのでしょうか。

梶島食料企画課長 申しわけございませんが、卸売業者、いわゆる市場と呼ばれる卸売業者関係者だけではなく、食品卸も含まれております。恐らくそういう市場の関係者以外の部分で若干の人員増があったのではないかなと思っておりますが、詳細の分析までは至っておりません。

八木座長 この点については企画評価課の意見でも、目標の見直しという話がありましたけれども、それについてもご検討いただくということですね。

梶島食料企画課長 そうですね、承りました。

八木座長 長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 消費・安全局なんですけれども、先ほど、確か総合食料局の方からコンプライアンスのガイドラインが出たというふうに思って記憶しているんですけれども、評価課からの意見にもありますように、消費者の信頼とか安全・安心の部分で、やはりかなりコンプライアンス部分についての信頼が揺らいできているというふうに思いますので、消費・安全局、どちらかというより消費者の視点に近いのかなというふうに思いますので、そのような施策の評価の視点も持っていただけたらというふうに思います。

それから、もう一点なんですけれども、生産局なんですけど、毎年、昨年と同じ質問をさせていただいて申しわけないんですけれども、生乳の生産コストの削減というところなんですけれども、労働費の削減ということが指標の数値に上げられているんですけれども、昨年もご説明いただきまして、生産コストの中の一番大きいものが飼料費でそれは外部要因が働いてずれが大きくなるので、次の労働費にしたというお話を承りましたけれども、どうもその辺が納得ができないというか。

最終的な目標というのは、競争力のある酪農業を目標としているわけですよ。そうしますと、やはり最終的な目標は担い手の育成ですとか経営の安定ですとか、一定の規模を持った経営安定ということになると思うんですけれども、そうすると、労働費の削減というのはごく初期の段階の指標のように私には思えるんですね。

で、より分かりやすく総体的にとらえたとしたならば、一定の経営規模を持った酪農家数、例えば今50頭未満の酪農家が7割ぐらいですよ。たしか50頭以上の酪農家というのは3割ぐらいのシェアだと思ったんですけれども、このシェアを目標に指標にさせていただくとか、そのような工夫ができないかなというふうに考えます。

それから、今申し上げましたように、ごく初期の段階で労働費が減ることによって投資が行われて規模が拡大していく、段階を踏んで価格が実現していくというふうに思うんで

すけれども、ごく初期の段階の指標を持ってくることがいいのかどうかというのが、ちょっと私には、これは生産局だけではなくて、よく分からないので、そのあたりを再度ご検討いただけたらというように思います。

八木座長 嘉多山課長、どうぞ。

嘉多山消費・安全政策課長 コンプライアンスについて、企業の自主的な行動ということで総合食料局の方からガイドラインを出していただいておりますということだと思います。また、私どもとしては当然ながら食品の表示の件については監視をしたり指導をきちんとしていくということで、食品Gメンなどという職も設定をし、人員も強化をしまして、きちんと指導していきたいと思います。それから、食品の安全性についても実態調査の結果、より実行可能な、リスクを低減できるような取組、あるいは技術といったものがあるようであれば、それを業者さん、農家の方を含めてですけれども、きちんと取り組んでいただけるようにということでご紹介をして、栽培なり製造工程の見直しに役立てていただきたいというふうに考えておるところでございます。

八木座長 鈴木室長、どうぞ。

鈴木生産推進室長 私どもとしては、やはり農畜産物の競争力の強化と言うときに、基本的にはコストを下げるのが競争力を上げるということになるという中で、委員からもご指摘がございましたように、外的要因で振れるというのですとなかなか施策の方が十分測り切れないところがあるということで、労働費のコスト低減という目標を19年度も加えさせていただきました。

実は、コストを下げていくというときに、これも委員からお話しありましたように、新しい技術を入れて労働時間を下げて、飼える頭数を多くして、経営としてきちんと成り立つという世界を作っていくながらというやり方になりますので、お話しにも出ましたけれども、50頭以上が今3割ということなんですが、全国平均で見ても平均の頭数がだんだん増えてきているというのが、そういう省力的な技術を入れることで経営が大きくなってという、順番としてご説明すればそういうことになるんだと思っています。

それを、直接年々の評価として測る際に外的要因によらないでものが測れるということで労働費のコスト低減を目標として設定させていただいているということでございます。

八木座長 よろしいですか。

永石委員、どうぞ。

永石委員 生産局鈴木室長さんにしたいと思うんですけれども、1つは、米のコストあ

るいは大豆のコスト削減目標、これは、この措置から行くといわゆる全算入の金額で出していますね。コスト、生産の。多分そうですね。

これも分からないことはないんですけども、事実として今、例えば米をとってみますと、米の値段が価格形成センターで1万4,000円台でしたね。そうすると、ここの生産コストの1万6,000円という目標とすると、「2,000円の赤字を背負って作らせるんですか」という誤解を招くのではないかと。生産コストですから、全算入ですから当然こういう考えは十分分かるんですけども。

一方では、家族経営であって、自家用品の中での所得という捉え方をしますんで、そういう場合の統計差は経営費という出し方されていますし。そういうこういった法人等は当然全算入という捉え方は必要になってくると思いますし。その辺の整理がちょっと必要じゃないかなと、これは数字を見た限りはしてですね。その辺の考え方をお伺いしたい。

それから、先ほど畜産の話もありましたけれども、今、長谷川委員からありましたけれども、例えば50頭規模以上を何戸ある、労働生産で標本みたいにしておくんですけども、今、外的要因で例えば濃厚飼料の輸入コストが非常に高くなってきていると。そういうときに自給飼料を今度高めようとする場合に、一概に大規模な酪農家、畜産農家、どんどんしたときに、国内の子牛生産状況等を見たときに、自給飼料を効率的につくるときに、大規模化が逆にネックにならないかと。国内の体質にあった適正規模というのはあるんじゃないかなという、これは私の思いです。そういう感じもしますけれども。そういう考え方についてはどういうふうに思っておられるのかということをお伺いしたいと思います。

鈴木生産推進室長 それは、米とか大豆は全算入でということですけども、所得を政策評価の目標に入れるということになると、先ほど言いましたように、実は豊作になって値段が下がったときに所得は下がるというときに、コストを下げていくためのいろいろな施策を打ったことの評価が、豊作で値段が下がったことによって、ランクが下がることが生じてしまうんだと思います。所得で測るとですね。

そういう点では、競争力強化ということで、例えば私どもの施策、それから農家の人の努力をはかるときには、やはりコストで測る方が振れがないのではないかとというのが私どもの基本的な認識です。

それと、国内の適正な畜産経営の規模につきまして、それにつきまして私どもの基本計画策定時に「望ましい経営の姿」ということで、それぞれ10年後を見まして技術的なもの

を先を見通した形で描いておりまして、あれが一つの私どもの目指している姿ということ
であります。

八木座長 永石委員、よろしいですか。

永石委員 はい。

もう一つ教えてください。 - 3の目標に関する分析結果という中で、「規模拡大や法人化」、それから、「繁殖部門の導入による一貫経営への移行」と書いていますが、これは確かにさっき言ったように、繁殖などから肥育農家が子牛買ったときに、繁殖農家が高くなるために脂肪を蓄えた子牛を効率的にさせるためには一貫経営の方が安いよという意味だろうと思うんですけども。この繁殖から一貫経営という意味ですと、ちょっとうちの県の話聞いたときに、つまり、繁殖牛から何頭子供を産むのと。つまり、何年子供をつくるのということと、例えば畜産農家はよく5腹とか10腹とかおっしゃいますけれども、そういうふうに育てて廃牛としたら処分するだけなのか。うちでは、一腹絞ってその一腹の子牛を肥育して、すぐ市場に出すという回転をさせる一貫経営もありますし。その辺は農水省として、言葉上は繁殖と肥育の一貫経営という言葉ではすぐ分かるんですけども、具体的なイメージとしてどう思っておられるのか、少し教えてください。

八木座長 鈴木室長、どうぞ。

鈴木生産推進室長 現在、手元に資料がございませんので、後ほど勉強してご回答させていただきます。申し訳ありません。

八木座長 それでは、後ほど資料等を見つけていただいて。

立花委員、どうぞ。

立花委員 ちょっと遅れて来まして、どうも失礼いたしました。

全体をかなり目を通してきたんですが、これは質問なんです、この国内農畜産物の競争力強化のところ、目標達成のための主な政策手段というところで、ここも共通して、「強い農業づくり交付金」というのが出ているわけです。あと、若干。何か、この交付金が万能みたいな感じで私どもこれをぱっと見たときに見えたんで。

やはり政策手段として、恐らく使い勝手のいい交付金の制度なんだろうけれども、それぞれ課題ごとにこの交付金のこういう面が効くんだとか、その辺もちょっと丁寧にやったほうが分かりやすいかなという印象を持った次第です。

私の方からは以上です。

八木座長 強い農業づくり交付金については、用語集のところの27ページに若干説明が

ありますが、ただ、これだけでは分かりにくいところがあるのかもしれませんが。

鈴木室長、どうぞ。

鈴木生産推進室長 強い農業づくり交付金につきましては、事業の仕組みといたしましてそれぞれの産地で取り組む品目を決めていただいて、こういうコスト低減の目標とか立てていただいて、それをポイントに換算をいたしまして、その高いものから 大雑把に言いますと 国の方から県に予算を配分をして、県の方で具体的な採択をする地区を決めていただくという枠組みになっております。そういう点では米も麦も、それから畜産関係もそれぞれ事業のメニューとして入っていて、なおかつそれぞれの目標の中にコスト低減の目標を立てるという項目が入っているものですから、私どもとしては政策の目標を実現する手段として書かせていただいたということでございます。

もう少し目的のはっきりした、例えば非常に先導的な事業、モデル的な非常に効率の高いものについては、別途直接採択という枠組みで国が事業実施主体に直接計画の審査を実施するというのがございまして、そういうものについては別途「革新」とかそういう名前のついた事業がそれぞれに合わせて取り組んでおりまして、そういうものの事業を通じまして技術が波及をしていくということを狙って事業実施しているところでございまして、そういう国の事業の組み合わせによりましてそれぞれの目標の達成に向けて推進をしております。

八木座長 長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 今のお話の強い農業づくり交付金なんですけれども、たしか3部局ぐらいで横断的に使えるものですよね。たしか総合食料局の方がポイント配分を変えて、30ポイントにアップをして、同じ30ポイントずつで評価ができるようになさって、そのことによって内数の配分が変わってくる、可変性を持たせたというようなご説明をいただいたように記憶しているんですけれども。

横断的に使える交付金の配分比というのはどういうふうに決めていくのかなというのがちょっとよく分からなくて、それぞれの局でもポイント配分の仕方とかそういうのはとても緻密に計算されているんですけれども、中でどう配分するのか、局ごとにどう配分するのがちょっと疑問に思ったところなんです。またいずれでも結構ですけれども。

八木座長 鈴木室長、どうぞ。

鈴木生産推進室長 強い農業づくり交付金の配分につきましては、実際のそれぞれの地区が掲げたそれぞれの生産目標の高さで配分をするということで、実は私ども生産局と経

営局と総合食料局の関係のメニューが入っているということなんですけれども、そこは地区ごとの目標の高さで配分ということで、局ごとの持ち分とかそういうものは執行上は設けておりません。

長谷川委員 違うものはどうやって評価するんですか。

鈴木生産推進室長 それぞれの、例えば経営力の強化であれば認定の業者数を増やすというのに対して、どれだけの目標だったら何ポイント、例えば米の生産コストであれば何%削減だったら何ポイントというような、そういうようなポイントをつけてもらう。計画を立ててですね。そのポイントが高い地区から予算の範囲内で交付金の配分対象としていきます。ただし、国は個別地区に対して配分するのではなく、都道府県内の配分対象地区の交付額を積み上げた額を一括して都道府県に配分する。都道府県は自らの裁量で個別地区の採択を行うという事業のやり方なんです。これ自身は平成17年度から同じやり方です。

八木座長 合瀬委員、どうぞ。

合瀬委員 総合食料局の食料産業クラスターのことをお聞きしたいんですが。

全体としての食品産業の売上高が減っている中で、参加している企業は全面に出ている出荷額が伸びているということで大変結構なことだと思うんですが、これは、中身が一体どういうふうなものなのか、もうちょっと……。要するに産業クラスター、いろいろなところからの知恵を集めて展開する事業ですから、どういうふうなものが成功したのかとか、そういうのがあったらちょっとご紹介していただきたいというのが1つ。

それから、実はこれと同じような事業に、去年でしょうか、農商工連携とかというのがありますが、それとの区別と言いますか、差別をどういうふうに行っているかというのが。というのは、同じようなものが2つも3つもあると、逆に力が分散しやしないかという懸念もありまして、ちょっとお聞きしたい。

八木座長 梶島課長、どうぞ。

梶島食料企画課長 まず、クラスター事業そのものについては、参加事業は大体3万社ぐらいあります。これは、申し訳ございません、前回のこの評価のときに説明させていただいていますけれども。その際に申し上げましたが、3万社のうち一定のサンプルを選びまして、そのサンプル企業の過去に遡って、売り上げを把握してこの指標をとらせていただいております。で、その3万社全部が一律伸びているというわけではないので、あくまでそのサンプルの平均値を指標としておいて、それが2.8%売り上げを上げたという意味

でございます。

具体的な事例でございますけれども、例えばなんです、新商品ということでハト麦を用いた焼酎とか、県産小麦のカステラみたいなもの、それから、後はイチゴの花酵母というのがあるんですが、それを利用した日本酒の開発とか、有名なところでは栃木県やあるいは北海道でもそうですが、県産小麦あるいは道産小麦を利用した中華めんの開発。

それを開発するだけじゃなくて、地域の方々と一緒にやって工夫しながら。例えば、北海道の事例ですと、本当は生めんできり出そうとしたんですが、結局は乾めんとして売ったほうがよかったということで、そういう事例がございます。

やはりイメージとしては地場にある農産品を新しく加工品にして、特徴づけをして売り出していこうというのがこのクラスター事業のイメージと言えばイメージでございます。ですから、いわゆる加工がどうしても中心になってまいります。お菓子にしたりとか、今申し上げましたようにめんにしたり。

で、お尋ねの農商工連携法はまだ案で、法律、各法で先日閣議決定をしていただいて、ご審議いただいて、成立すれば、今国会でご審議いただければ成立するというところで、成立した後なんです。

その理念整理としましては、加工だけじゃないんです。例えば旅館業の方々、例えば九州のとある温泉宿の旅館、あるいはこの近辺で言えば日光とか伊豆の旅館といったところが、地域の農家と組みながらそこでの食材を地場産品で賄っていこうという全く新しい取り組み。ですから、農商工連携法の方は全く新しい商品であるとか、全く世の中の誰も考えたことのないような取組である必要は全然ないんです。その人たちにとってみれば新しい取り組みでありさえすれば法の対象になるというのが基本的な考え方です。ですから、「隣町でやって成功している、おらちもやるべ」といっても支援の対象になります。その辺がクラスター事業と若干違うところです。もうちょっと包含する幅の広いものになっています。

ただ、こうした事業を行っていくには、やはりインキュベーターというのか、それを取り持つ方々が必要になってまいります。農商工連携法の場合は、相手方は別に食品産業である必要は、今申し上げましたように全然ないわけなので、工作機械メーカーであってもいいですし、建設業者であっても構わない。中小企業でありさえすれば構わないということでございます。で、一次産業の方は農業だけじゃなくて林・水も入ってまいります。

例えば、家具屋さん和林業が組んでも構わないわけでありまして。その場合、全く幅が広

いものですから、これで何をするのかということを考えていただくような人たちが必ず必要になってくるわけです。今まではなかなか、「おれたちのここはこれがあるんだけど、どうして使ってくれないんだ」とか「どうして買ってくれないんだ」という思いばかりが先行して。それが、全然違うところから入ってきた人たちが、「こうすればいいんじゃない」と言ってくれる人がどうしても必要です。

そうした1つとしてクラスターというのもその役割として期待されているところでございます。もちろん、地域の商工会、商工会議所といったところがその役割を果たす場合。例えば企業の側から見て、食材を見たときにどういうふうに思われるのか。全く違った見方、あるいは商品、あるいはイメージというのが湧いてくるということがございます。そうしたことを幅広く取り込んでいこうというのが今回の農商工連携法の一つの手段になっているところでございます。そういうふうに理解していただければいいんだろうなと思っています。

で、当然に法律で支援していこうということでございますので、例えば農林水産業に関係ない方々が開業資金を低利融資を受けられるとか、さまざまな債務保証あるいは税制上の恩典なども、法律を整備することによってできるようになっております。この農商工連携の枠組みにこのクラスターの事業が発展するようなケースも当然にあるかと思っております。ますますこういうものが広がっていければなというふうに考えてございます。

八木座長 合瀬委員。

合瀬委員 いやいや、これは別に記録していただかなくても結構なんですけど、いつも景気が悪くなったり支持率が落ちてくると、常にこういう新しい施策が出てくるわけですね。本来施策というのは、もうちょっと我慢強く1つのものを長く続けた方がいいと思うんですが、何か次から次へ新しいものを作って、これまでやっているものと関係がよく分からない。そういうことはそろそろやめていただいて、実際に今やっていることでどういうすばらしい成果が出てきたのかと。そちらの方をもうちょっとPRしていただいて。もちろん変えるところは変えていかなきゃいけませんけど、せっかくクラスター事業がこういうふうにもうまくいっているんですから、そちらの方のいいところを伸ばしていった方がいいんじゃないかというふうに思いました。

以上です。

八木座長 田中委員、どうぞ。

田中委員 いろいろご質問された方の話はまさにそうだと思いますが、1つだけ

お聞きします。これは、申し上げると天につばするみたいな話になるんですけども、この各局のペーパーのつくり方について、ちょっと考え直すことはできないかということです。何かと言えば、例えば消・安局の関係で言えば、この1年というのはものすごくいろいろな食品会社のでたらめな話が表に出ましたよね。ところが、我々はこの評価をすることになっておるのですが、皆安全だ、安全だといっている。特に消・安局について話しをしますと安全だとなっている。

で、この施策に関する評価の結果、- 4を見ましても、そのことには言及してないんですよ。物事は原因を追求して、それが分かれば対応策が分かってくると、こういうことだと思うんですが、なぜあれだけのことが起きたのか。それから、最後の最後にギョーザの問題が起きましたけれども、それがきっかけで消費者庁のような話が出てきたけれども。消費者庁が出てくるというのは、問題が発生して、それが各省にまたがっていて、そのために非常に対策が遅れたとか、原因がつかめないとか、そういうことなら消費者庁の話もわかるんだけども。

そもそも農水省は食品の安全ということを大前提にいろいろな施策を進めてきたはずなんですよね。その何が足りなかったから消費者庁のような話になったのかということについての言及がない。必要ないからそうなのかどうか分かりませんが。

- 4のところの企画評価課の課長の所見のところを見ますと、第3段落のところ、「消費者の信頼確保については、消費者の食品表示に対する信頼を揺るがす事案が相次いで発生し云々」と書いてあるわけですね。必要な制度改革を行うと、ぼんとそう言っているんだけども、制度改革に伴う話なんかは本来やるべきことをやってないからこういうことになったのか、制度改革をぼんと言うならば、こうこうこうだから制度改革をしないと、他のところもそうなんだけれども、どうも企画評価課の課長の所見が抽象的過ぎるという感じが私はしています。これでは原局は何をしていいか分からないんじゃないかなという気がする。もちろん国民も分からないでしょう。塩川さんに悪いけれども、もう少し突っ込んだ書き方が必要ではないか。

それと同時に、所見の前に原局としては施策に関する評価結果、上のところですけども、今申し上げたようないろいろな事態に対して何らの言及もないというのは一体これはどういうことなのか。自分たちは施策をまじめにやっている、そのプロセスの中で、目はなかなか全国に届かないからそういうことなのかということかも分かりませんが、あれほど世間を騒がせ消費者庁まで言われるときに、我々評価会はこの評価結果を出すと

いう段階で何もそれに言及してないというのはいかがなものかという気がしております。それについて、担当課長もさることながら、恐らく塩川さんのところの話になってくるかもしれませんが、官房としてはどういうふうにこれを考えていらっしゃるのかなということが非常に心配であります。

それから、これも消・安局の話になると思うけれども、あるいは他の局か、総合食料局かも分かりませんが、特に冷凍ギョーザの問題などというのは確かに新聞で見ると大変な問題なんです、しかし、日本の食品業者が深くコミットしているはずなんです。投資から作り方から、輸入業者がですね。それに対し農水省はまったく指導権限はないのか。あるならばどの辺まであって、何が足りて何が足りないのか、そういう話というのは非常に重要ではないかと。だからこそさっきの話につながりますけれども、私たちが食品の問題に対して疑問に思っていること、大事な点が何か落ちているような気がしています。

小さいことはいろいろあります。それは、我々が個別にでも言えば済む話でありますけれども、今のような問題というのは、我々がレポートを、いずれ評価の結果を出すときに無視できないのではないかなという感じがしますけれども、ご所見を賜りたいと思います。

八木座長 嘉多山課長、発言ありましたらどうぞ。

嘉多山消費・安全政策課長 私どもとしては、業者間取引の際の表示の制度というものを入れていくといった対応をしているということだと思っております。

悪徳商法など食品以外の問題がある中で、総理が去年の秋から消費者行政について御発言されておりました。

田中委員 どこが足りないんですかね。よく分からない。

嘉多山消費・安全政策課長 国民生活審議会の中でもご指摘がありますが、一元的な窓口がないとか、それから、関係省庁間での情報の一元化が図られていないというところのご指摘というのは、やはり大きいと思いますし、ギョーザの案件についても本来のところは県の保健所から厚生労働省に情報が入るまでに1カ月以上、その前に業者さんから保健所にとりあえず数カ月かかったという状況だったのがということが問題となりました。私どものところには厚生労働省からその後1日で来ておりますし、私どもの方も厚生労働省さんにご協力をして、自主回収なり努めておられる業者に協力するようということで業界にも指導をお願いしたということでございます。

それから、業者指導の話は、先ほどのコンプライアンスの手引の話の中で大分盛り込んでいただいたき、輸入する場合の取り決めを入れていただいたということと、それから、

食品衛生法に基づいてということになりますけれども、厚生労働省が現在輸入事業者向けのガイドラインとして、原材料のところから出荷輸送のところまでどういう取り決めをしましょうというガイドラインを作っております、4月早々にもパブリックコメントの募集をして、1カ月くらいパブリックコメント募集の後、業者さんに自主的にやっていただくことにはなりますけれども、ガイドラインとしてお示しをしていくというふうに聞いております。

合瀬委員 消費者庁の問題では……。

八木座長 合瀬委員、ちょっと待ってください。

塩川参事官、どうぞ。

塩川参事官 企画評価課長の所見のところでご指摘があったのですが、確かに具体的な表現がないので、そこは工夫したいと思います。ただ、冒頭の嘉多山課長のご説明の中で、必要な制度改正を行い、4月から業者間取引の表示の在り方について見直すとありました。まさに我々もそれを意識していたものですから、そのような表現になったということです。

それから、もう一つ、嘉多山課長の話で大体言い尽くされていると思うんですが、消費者庁の話も含めて、自民党の方でも検討は行われて、ある程度方向性が出ました。

田中委員 報告書が出た？

塩川参事官 はい、出ております。

それから、国民生活審議会、これも明日27日に、一応報告書が出るという形になっております。それから、官邸の方でも組織の在り方について検討が進んでいるところでございます。

とにかくいろいろなところで検討されている中で、政策評価の中でどこまで書き込むかということもあろうかと思えます。政策評価は、去年の8月に立てた目標に対してどこまで進んだかというのを分析するという、自ずと限界があるということは皆さんもご存知のことだと思えますが、そういう中でどこまで書けるかということをもう少し我々としても検討させていただきたいと思えます。

八木座長 合瀬委員、どうぞ。

合瀬委員 いいです。

八木座長 いいですか。

私の方から生産局に。これはミスプリなのかも分かりませんが、 - 2 の大豆のコスト低減のところの右下の参考のところ、実績値が21.3千円 / 60kgです。(基準値から6.4%

低減)と書いてありますが、この数字はこれでよろしいのでしょうかね。達成状況133%ということですが、何かミスプリかなと思うんですが。

鈴木生産推進室長 6.4%低減の実績の方は多分違っていると思います。確認します。

八木座長 はい。

それから、経営局の方に意見を申し上げたいんですけども。 - 3のところの人材の育成・確保では、新規就農青年数の確保については目標を達成していて、施策が有効であると考えられることから、引き続き現在の施策を推進すると書いてありますが、 - 7ページのグラフを見ますと、目標12千人/年に対して実績が17年度が97.5%、18年度が91.7%、19年度が90.8%で、20年度の90%割れはこの趨勢で行くとすればかなり可能性があり、危機的な数値ではないかという気がするんですね。

ですから、その後に「質の高い」というふうには書いてありますが、「引き続き」というよりはむしろ「強力に推進する」ということが大事であって、企画評価課のコメントにありますように、やはり1万2,000人を割るということについて、もう少し厳しい取組が必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょう。

宮原総務課長 おっしゃるとおりでございます。1万2,000人の目標値に対しまして、ずっと年々これを割っている状況にあります。しかもその趨勢が下に下がっているという状況でございます。これにつきましては、さらにこの原因についてももう少し詳しく分析が必要ではないかと思えますし、対策についても考えなければならないと思えます。

6月の評価会までにこの内容を少し精査いたしまして、この評価書についても加筆・修正をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

八木座長 田中委員、どうぞ。

田中委員 せっかく座長がおっしゃった - 7ですけども、座長おっしゃったとおりなんですけれども、この数字と実績値、これは17年に例えば1万1,700人だと。その後それがそのまま続いておるのかどうなのかというあたりはわかりませんよね。本当は1万1,700人入ったら、それが1年目、2年目、3年目はどうなったのかということを書かないと、この意味が余りないじゃないかという気がするんですが、それについてはいかがでしょう。

八木座長 宮原課長、どうぞ。

宮原総務課長 新規就農者の数字はどうも無いようなんですけども、認定就農者となっている、認定をされているそういう就農者につきましては、5年後の定着率は9割ぐら

いあるというふうなアンケートの結果が出ているそうでございます。なお、この辺につきましても詳細にまた分析させていただきたいと思います。

八木座長 よろしく申し上げます。

立花委員、どうぞ。

立花委員 私もこの「意欲と能力のある担い手」の問題に関しては、確かにこれまでは労働需給もかなり下降気味で来ましたから、その延長線上で言えば1万2,000人なり1万3,000人というのはこれはこれであれでしょうけれども。言われるとおりがかなり逼迫してきていますので、本当にそういう楽観的な見通しでいいのかどうなのかという点は、私もちょっと気になりました。

それともう一つは、担い手も大事なんですけれども、本当は実際の現場で働く人たちの問題ですよね。去年の実は外国人の研修・技能実習制度について、去年ですか、厚労省と経産省から中間報告が出て、我々も主として中小企業、あるいは関係が深いんですけれども聞いたところ、実は農業からも是非認定頑張ってもらいたいと。今使い勝手の悪い制度を是非見直しをしてもらいたいという話が寄せられたぐらいで、この担い手ももちろん大事ですけれども、現場労働をそこのところを実は最低賃金を払っても来ないというのが実際中小企業とかの現場、農業の現場でもそうだと思うんですね。水田作にはこの外国人の研修・技能実習生は使わないけれども、野菜とか何かでは関東近県では随分使っているケースがあるわけです。

そういうのを考えると、私も、今の中国の冷凍ギョーザの話じゃありませんけれども、結局日本の企業が投資なりあるいは技術なり、あるいは提携したりして、中国の人たちに作ってもらってそれで、正直言うとこの発言は余り適切ではないかも知れないけれども、何が入っているかわからないものを食うよりも、むしろ彼らに来てもらって、それで日本人のきちとした研修制度のもとで働いて、安全性もきちんと管理してやった方が……。どっちがいいのかなという感じを私持ちましてですね。

今まで、現場に近いところの外国人労働については、非常に拒否的な、強かったわけですが、極端な話、自給率を上げるためにはむしろ外国人に来てもらった方がいいんじゃないかなという感じすら、極端ですけれどもあるわけです。担い手ももちろん大事ですけれども、もうちょっと実際の現場の技能労働者というんでしょうか、単純労働ではなくてある程度技能も加味した形での問題も、恐らく農水省が自給率を上げていくんだという目標を掲げている限りにおいては、かなり労働需給が逼迫しているということで、それほど新

規参入なり、あるいは現場の労働の問題が非常にネックになっていくのではないかなと思いますので、是非その辺のところはもうちょっと視野を広くとっていただいた方がいいかなという感じがしました。

宮原総務課長 - 8 ページに、上に「参考データ」というのがありますが、新規就農青年数と、それから39歳以上の新規就農者数の合計のデータが出ておりますが、確かにこのデータを見ましても平成16年を境に減少しているという傾向にあります。

一方で、私どもの方も最近研究を始め出している農業労働力の面なんですけれども、平成18年には39歳以下で3,700人というデータも出てきています。今後、農業法人なども増えてきていますし、規模も大きい農家が出てきていまして、そういう面でも農業労働者と言いますか雇用者が増加しているというような方向であろうかというふうに思いますので、その辺についても研究・検討に力を入れていきたいと思っております。

外国人研修生につきましても、農業は特殊性がありまして、例えば朝早く仕事があるとか、いろいろ改善するべき点多いというふうに思いますので、その辺も政府全体の制度の中の1つですけれども、検討していきたいというふうに思っております。

八木座長 よろしいですか。

鈴木室長、どうぞ。

鈴木生産推進室長 ご指摘をいただいた - 2 のところでございますけれども、すみません、私どものミスでございまして、18年の実績2万1,300円、(基準値から6.4%低減)と書いてございますが、ここは申しわけございません、(8.6%低減)でございます。失礼いたしました。

八木座長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

よろしければ、前半の議論はここで打ち切りたいと思っております。評価結果(案)につきましては、委員の皆様から伺った意見等を十分踏まえて、必要な修正を行っていただきたいと思っております。

それでは、ここで10分間の休憩に入りたいと思っております。切りのいいところで、この時計で4時30分から再開ということにしたいと思っております。

(休憩)

八木座長 それでは、再開したいと思います。

後半のグループの評価結果(案)について、林野庁榎本企画課長、水産庁石川企画課長、西郷環境バイオマス政策課長、国際部佐南谷国際政策課長の順番で、簡単に説明をお願い

します。

まず、林野庁の榎本課長、どうぞ。

榎本企画課長 林野庁の榎本でございます。

それでは、お手元の資料の - 1 ページ、こちらの方でご説明させていただきたいと思っております。ここに政策分野の施策名としまして「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」という項目が立てられております。

目標の でございますが、欄の中に入っておりますが、望ましい林業構造の確立、これにつきまして効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業形態、事業者による事業量のシェアを増加させていくということが達成目標となっております。この下にそれぞれ数値が掲げられております。また、もう一つは（イ）の方、効率的・安定的な林業経営を担い得る林業形態事業者数を増加させるということで、基準値と目標値が掲げられてございます。

これらにつきまして、平成19年度は農林業センサスが実施されておられませんので、これら通常の実績値を農林業センサスで把握していることもございまして、19年度はそれができないということで、以下、指標（１）（２）（３）（４）下に掲げてございますが、4つの指標を用いて総合的な判定を行っております。

まず、指標の（１）でございますけれども、素材生産の労働生産性、1人日当たりどのくらいの素材生産がされているか。これにつきまして、 4.74m^3 から 5.51m^3 ということで、前年度比で16%の向上が見られます。

また、国産材の供給量でございますが、これにつきましても3%のアップという状況になっております。

指標の（２）にございます高性能林業機械の普及台数でございますが、これにつきまして10%の増加。

また、森林組合に占める中核組合と。財務状況とか常勤役職員の数などで中核組合というものが各県ごとに定められておりますが、その割合でございますが、17年と18年と比較いたしますと6ポイント増えております。

指標（４）でございますが、ここで従来森林組合による長期経営・施業受託面積についてチェックさせていただいていたんですけれども、2ページ目をおめくりいただいて印が頭の方にございますが、今回、統計の取り方の改定がございます。前年までフローの形でとってございましたが、これをストックでとるという形に変えましたため、今回は残念ながら比較ができない状況になっておりますので、評価の対象からは除いてございます。今

後はこのストックの数字で評価をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

よりまして、今回4つの指標のうち3つが比較可能ということで、その3つがいずれも増加傾向にあるということから、効率的・安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいる、達成目標に向けて前進していると推測できるのではないかと考えておりまして、達成状況につきましては「おおむね有効」と記させていただいております。

続きまして、 - 2 の下の方で目標、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進でございますが、これにつきましては国産材の供給・利用量を拡大するというところで、19年度の目標値1,700万 m^3 に対しまして実績が1,860万 m^3 という状況になってございます。達成状況は「A」ということでございます。

以上のような状況から、林野庁といたしましては、 - 3 ページの真ん中あたり、施策に関する評価結果の欄にございますが、「望ましい林業構造の確立につきましては、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成は進んでいる」。ただ、今後さらに国産材が競争力を高め、林業の採算性を向上させていくためには、引き続き施業の集約化、路網、高性能林業機械の組み合わせによって生産性の向上を図っていくということが重要と考えております。

また、国産材の供給と利用量の方でございますが、5年連続で前年度を上回る見込みでございます。目標達成に向けて、流通・加工の低コスト化、品質・性能が確かな製品を安定供給していくと、そういった取り組みを一層推進していくということが必要だということで評価結果をまとめているところでございます。

政策評価総括組織の企画評価課の方からは、評価結果については「おおむね妥当」ということでちょうどいしてありまして、引き続き政策に関する評価結果、改善見直しの方向性を踏まえて取組を推進するようにということで所見をいただいております。

以上でございます。

八木座長 水産庁の石川課長、どうぞ。

石川企画課長 それでは、水産庁のご説明をさせていただきます。

資料の方は - 1 ページをご覧くださいと思います。こちらの方で、政策分野では「水産物の安定供給の確保」についてまとめてございます。

目標 の、低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進、このうち(ア)の資源回復計画の着実な実施につきまして、漁獲努力量削減実施計画の早期策定、100%と

いう目標に対しまして、暫定値で29%ということになっておりまして、達成ランク「C」ということになってございます。

若干これはご説明をさせていただきますと、 - 4 ページのところの下の方に数値を書いた表がございますけれども、平成19年におきましては、この年1月から12月に策定された資源回復計画の数、これは昨年よりも増加しまして17計画達成されたわけですが、このうち、半年以内に漁獲努力量削減実施計画というものが作られた数が5つに留まっているということで29%ということでございます。

これにつきましては、 - 1 ページの方に戻っていただきますと、分析結果のところにも書いてございますが、漁獲努力量の削減実施計画というのは禁漁区、禁漁期間などを設定するために、漁業者にとって痛みを伴うものもあるということで、調整がつかなかったことも要因であるというふうには伺っておりますが、「C」ランクとなりましたことは大変残念な結果ではないかというふうに思っております。

(イ)の方になりまして、国際機関による管理対象漁種及び漁業協定数の維持増大につきましては、75魚種、50協定という目標に対しまして、実績値が77魚種、50協定で達成ランク「A」というふうになってございます。

それから、(ウ)の主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保については、目標値176万1,000トンですが、生産量は毎年4月下旬から5月の初旬に農林水産省の統計部から公表される漁業・養殖業生産統計年報の速報値で判明するということになってございまして、現時点では実績値は出てございません。

(エ)の平成23年度の海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合70%、これの確保につきましては、64.8%という目標に対しまして、実績値75.2%ということで、達成ランク「A」ということになっております。

最後に、 - 2 ページでございますけれども、目標 の消費地と産地の価格差の縮減につきましては、現時点におきましては推計に必要な資料がまだ整っていないということで、実績値は出てございません。

これらに対しまして、 - 3 ページのところの企画評価課の所見が記載されておるところでございますが、有効性に問題があったとなつた水産資源の回復・管理の推進のための資源回復計画の着実な実施については、策定された計画を早期に実施するため、より効果の高い支援策を早急に講じる必要があると。また、消費地と産地の価格差の縮減については、引き続き水産物の流通の見直しに取り組んでいく必要があるというふうになされているとこ

ろでございます。

私ども水産庁といたしましても、特に先ほどの漁獲努力量の削減実施計画につきましては、既にこれまで比較的順調にできていたものに遅れが生じてきているということにつきまして、これまで指導してきたわけでありますけれども、口頭指導というようなことにどうも流れていたというようなことも反省をいたしまして、本年の1月末に水産の主務課長会議、各都道府県の会議におきましても、各県の方にも要請をしまして、削減計画の早期策定について改めて指導を行ったところでございますが、さらに来年度からは、都道府県に対しまして削減計画の策定に向けたスケジュールの作成をお願いいたしたり、あるいは月ごとにその取組状況を確認すると、あるいは進捗が見られないものについては個別のヒアリングを行うと。こういった取り組みを強化することによりまして、削減計画の早期策定を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、価格差の縮減につきましても、消費者が求める新鮮で安価な水産物の安定供給を図るとともに、産地の販売力強化と流通の効率化・高度化を図ることが必要というふうに考えてございますので、評価課の指摘を踏まえまして、新鮮で良質な水産物を安定的に供給できるような取り組みを続けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

八木座長 環境バイオマス政策課の西郷課長、どうぞ。

西郷環境バイオマス政策課長 環境バイオマス政策課長西郷でございます。

の資料をよろしく願います。

バイオマスの利活用の推進につきましては、2つの指標をもちまして評価を行ってございます。バイオマスの利活用の推進でございますけれども、地球温暖化あるいは循環型社会等の形成でございますけれども、農林水産省がなぜ推進するかということになりますと、バイオマスの利活用でもって農林漁業に新しい可能性があるんじゃないかといったことを推進していくということになっているわけでございます。

それで、1つ目でございますが、バイオマスタウン。バイオマスタウンとは要するに地域で地域にあるバイオマス資源をうまく利活用していくという、そういった考え方を公表していただくということで、これは、平成22年度に300地区とするという目標を掲げてございまして、それに応じましてやっていくと。

これは、 - 3ページにこうなればいいなというプランが書いてございますけれども、こういう調子でできればいいかと。

なぜ300なのかということをございますけれども、もともとバイオマスタウンの構想をやったときは、平成の大合併の前に考えてございまして、そのとき3,000市町村ぐらいあったわけをございます。そのときに、「500ぐらい行ったらいいんじゃないか」というようなことを言っていたのでございますけれども、平成の大合併で市町村数が1,800弱になりましたものですから、それに応じてというわけではございませぬけれども、300にしたという経緯がございます。

で、300がやっていれば、自分の市町村が隣か、あるいは隣の隣か、その辺が必ずどこかでやっていることになるだろうということで、バイオマスを活用しているところは身近にできるだろうということで地道に展開したいということでこうなりました。

見ますと、今どうなっているかということで - 1 のところにやってございますけれども、実績値といたしますと、2月末で105地区の公表をいただいております。19年度は142地区やらなければいけないところなんですけれども、実は市町村が多いものでございますから、市町村は年度末に公表するというスケジュールが入っているところが多うございまして、今私どもが伺っているところだと、あと30ちょっとは増えそうだということでございますので、ちょっとペンディングにさせていただきます。

142まで行くかどうかということでございますけれども、135ぐらいは行くんではないかなと思っているんでございますけれども、そういうことでございます。

それから、次に目標の方で、国産バイオ燃料の生産拡大といったことで、平成23年度には単年度5万キロリットル以上ということで言ってございます。これは、 - 4 ページを見ていただきますと、このような具合になっているグラフが書いてございます。今年度は100キロリットルだけで、平成23年度に5万というのは、何か大丈夫かと言われるようなあれでございますけれども、そういったことでございます。

それで、数えてみますと、今はこれしかないんでございますけれども、実は平成19年度予算で大きなモデル実証事業を開始して、今、工事が始まっているところでございます。北海道2地区、新潟1地区でございますけれども、これで合計バイオエタノールで平成23年度あたりには全部計画で出てくると思うんですけれども、3.1万キロリットル。それから、バイオディーゼルで0.4キロリットルが出てくるので、農林水産省の事業で3.5万キロリットルは行くだろうというふうに読んでございます。

あとは、今の国会に提出しております農林漁業バイオ燃料法案というのがあるんですけれども、これも国際バイオ燃料の取り組みを互いにどんどん融合する事業を講じるところ

でございますけれども、こういった措置を通じまして何とか達成していきたいというふうに考えてございます。

ことしのそれにつきまして、一応そういったところを算定しているというところでございます。

以上です。

八木座長 国際部佐南谷課長、どうぞ。

佐南谷国際政策課長 国際政策課長の佐南谷でございます。

輸出の関係で資料 - 1 をご覧いただきたいというふうに思います。

まず、この輸出の促進に関しましては、平成17年3月に小泉内閣のもとで5年間、平成16年から21年にかけての5年間で約3,000億円の輸出を倍増させるというような目標を政府として考えておりました。その後、平成18年になりまして、安部内閣のもとでこの取り組みをさらに加速させまして、平成25年までに1兆円規模とすると、このような意欲的な目標を決めまして、これをこの政策の目標というふうにさせていただいております。

その目標の実績の評価ということでございますけれども、資料 - 2 ページの方に参りますが、ここの施策に関する評価結果というボックスにございますように、この中ほどのところでございますけれども、平成25年に1兆円を目標としてやっているということで、現時点でどこまで来たかということでございますが、平成19年度に農林水産物・食品合わせまして4,338億円ということで、対前年比16%の増加ということになっておりまして、目標に向けて順調な伸びをしているんじゃないかというふうに私ども考えております。

これにつきましては、さらにその2つ下の欄にございますけれども、企画評価課の方からも評価結果については「おおむね妥当」であって、引き続きこの目標に達成に向けて改善の見直しの方向性等々を踏まえて取り組みを推進されたいというふうに言われておりますので、国際部といたしましても今後ともこの目標実現に向けて引き続き施策を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

八木座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のあった評価結果（案）につきまして、ご意見をいただきたいと思っております。別紙にありますデータ、指標等に関する質問でも結構でございますので、ご発言いただければと思っております。

立花委員、どうぞ。

立花委員 1つは、林業のところで指標(4)のところで、森林組合による長期経営・施業受託面積という、こういったターゲットがあるわけですが、今回はデータが出てないということなんでしょうけれども。ご案内のとおり私は全部知っているわけではありませんが、若干見たところもあるわけですが、森林組合もピンからキリなんだと思うんですね。そこで、指標(3)として、私のイメージとしては森林組合に占める中核組合とか、いわゆる中核の形あるいは中核の森林組合的な感じで、名実ともに実力を持った組合さん、これはこれで大事なんでしょうけれども、ピンからキリまである森林組合で、補助金の受け皿になったり、あるいは所有者から手数料稼ぎ的な感じでやっている、そういった事業団があるわけで、森林組合による長期経営・施業受託面積というのを目標に掲げるのは、ちょっと私はどうなのかなという感じが、正直言うとちょっと引かかる。何かちょっとあります。

それから、続けさせていただいてよろしいでしょうか。

八木座長 はい、どうぞ。

立花委員 それから、2つ目が、水産物の安定供給の確保のところで、1つはたしか昨年12月に総合規制改革会議の方から、いわゆる乱獲につながるような割り当ての方式はやめた方がいいよということを出されたと思うんですね。いわゆるよーいドンでオリンピック方式で早回しにとるというやり方になると、どうしても大きいものも小さいものも全部とってしまうということで、たしか規制改革会議からそういう見直しの方向性の答申が出されたと思うので、その辺についてどんなお考えなのかということです。

それから、私もこれはちょっとよく理解できなかつたんですが、消費地と産地の価格差の縮減というところで、この水産庁の方のペーパー4ページ以降で、なぜこの数字をとったのかということで、価格差を「小売価格 - 産地価格」が絶対値と算定した場合にはいろいろ問題があるということで、「小売価格 / 産地価格」の相対地で算定するということを言っておられて、私も分かったような分からないような感じになってしまったんですが…

…。

平たく言えば、できるだけ付加価値の高いものを、作った人から言わせれば評価してもらっていい値段で買ってもらいたいと思うわけで、格差というか、倍率が高いからけしからんということに一方なるかならないかということ、ちょっと私はその辺が違和感がありますね。いろいろ工夫しているんだという補足の説明は私も理解できる面もあるんですが、ちょっと私は引がかかったなという点があるのでございます。

それから、バイオのところで、しょせん今のバイオの関係は補助金でかなり努力しておられると思うんですね、各省それぞれ。ですから、バイオマスタウンの構築ということで、その地区層をターゲットに掲げると、事業規模を増やすと言いましょうか、事業規模自体が目標になるというのはちょっと最近の成果目標的なこういった評価から言わせれば、事業規模自体を目標とするようなイメージを持たれるのはあまり得策ではないんじゃないかなという感じが正直言うと思いました。

それから、国際関係の輸出のところで、1兆円ということで基本的な考え方で意識を変えていくということは非常に大事だと私も思っていますし、非常にいいと思うんですが、ただ、これまでは比較的円安だったから非常に出やすかったと思うんですが、今の為替レートがどういう状況になるのかこれはだれも分からないからあれですけども、直近の円高がどういうふうに行くのかという点があるだけに、そう楽観できない面もあるなという印象があるわけです。

1つ見逃せないのは、海外に輸出することももちろん大事ですけども、一方では、例の「一千万人ビジットジャパンキャンペーン」で一千万人2010年にということで、たしか去年は833万人ぐらいでしょうか、かなりいい線まで来ているわけで、ああいったアジア近隣の付託市含めて、訪日した外国人にやはりいい土産物を持って行ってもらうと言いましょうか、こういった食べ物も含めてですね。それで、そういったのが彼らが帰国して隣近所に日本の土産物を配って、それが一つの定着と言いましょうか、外国のチョコレートじゃありませんけれども。我々も10年以上前はよくチョコレートを買ってきましたけれども。

それと同じように、そういったせっかくのビジットジャパンキャンペーンということで一千万人ということでお客さんを増やそうと言っている。そういった外国人にどういう土産物を持たせるかですね。もちろん羽田とか成田とかでいろいろ工夫はしておられると思いますし、また、いろいろデザインとか何かでいろいろ工夫しながら、直接売り込むだけじゃなくて、日本に来た外国人に土産物として買ってもらうと。あるいは彼らが食べておいしいなと思ったものはやはり口コミで広がっているでしょうし、そういった面のアプローチも、もちろんいろいろ取り組んでおられるとは思いますが、大事ななという感じがします。

以上です。

八木座長 それでは、まず、林野庁の榎本課長、どうぞ。

榎本企画課長 ご質問について、 - 8 を恐縮ですがおめくりいただければと思います。そこに用語解説が載っていますが、私どもが育てていこうとしている「効率的かつ安定的な林業経営の担い手」、どういうものかということで、ここは森林組合に限らず、森林所有者の大規模なものですとか林業会社、また、林業事業体は森林組合が多うございませぬけれども、もちろん民間の事業体もございませぬので、そういったようなものの育成もやっていくということで考えております。

ただ、これらのデータがセンサス年でないと出てこないといった制約がございませぬので、ことしの評価におきましては指標値でやってございませぬ。指標値も、(1)(2)の例えば労働生産性ですとか高性能林業機械の普及状況、これは森林組合に限らず民間の林業事業体ですとか大手の森林所有者、そういったような方々も含めて普及を図った結果で評価させていただきます。

(3) これは森林組合の中核組合ということ指標として使っていますが、中核組合は財務状況がある程度しっかりしておいて、体制が整っているところ、これがすなわち効率的・安定的な経営体になるわけではございませぬで、これが予備軍みたいなものだという認識でその傾向値を見ているわけでございます。

(4) が長期受委託の関係でございませぬけれども、ここになりますと森林組合に対する長期受託が多い状況にございませぬ。ただ、もちろん民間の事業体に対する長期受託がないわけではございませぬ。恒常的にデータがとれるものとして森林組合に対する長期受託の数でここは見てきております。

委員、おっしゃられますように、森林組合の中にもピンキリだということは事実でございませぬで、現在、私どもとしましては高いレベルの森林組合のそういった受委託とか経営管理の技術をほかの組合にも普及していくということでやっております。ただ、森林組合だけではなくて、その場合に民間の林業事業体もイコールフィッティングした形で育成されるように、私どもとしては政策上意を払っていきたいというふうに考えているところでございませぬ。

八木座長 水産庁の石川課長、どうぞ。

石川企画課長 先ほど立花委員のご質問のうち、まず、規制改革会議の方針の関係でございませぬで、ご指摘のとおり昨年12月に規制改革会議の第2次答申におきまして、水産業に関しましては初めてでございませぬけれども、かなり総体的な改革の答申が出されたところでございませぬ。

これにつきましては、特にご指摘のありましたいわゆるオリンピック方式というものの見直しということにつきましては、今、実はT A Cという7つほど要所につきましては、トータル・アローワールド・キャップスと言うんですけれども、業全体で、例えばイワシだとかサバとか全体で何トン以内で年間とるとというような総枠を決めまして、その総枠の範囲内で漁獲をしてもらうという方式が既にとられているわけですが、これをもう少しT A C対象魚種をふやすとか、あるいはT A Cの中で、今業種全体で総枠が決められているわけですが、船ごとにあるいは漁業者ごとに個別の割当方式を採用すべきだとかというような議論がありまして、これについて実は昨年3月の水産基本計画の改訂のときにも個別割当方式につきましては検討を行うということが盛り込まれてございまして、この基本計画に載った見直しを進めていきたいということで私どもの方からも説明をいたしまして、20年度において一定の検討を行っていくということとなっているところでございます。

それから、ご指摘のございました、産地価格と消費地の価格の絶対値ではなく相対値で倍率すべきというような倍率について違和感があるというご指摘でございますけれども、これにつきましてはこれまでもいろいろこの会議でも議論があったところでございますが、水産物につきましては農産物に比べて流通面におきましては、産地から消費地に至るまで常時冷蔵による鮮度保持が必要であるですとか、あるいは多くの場合切り身ですとか刺身に最終的に調理されて販売されるという商品特性があります。この4倍というのは丸太の魚ではかっているわけですが、こういったことで流通コストが高くならざるを得ない面があるというふうに言われてございます。

そこで、一方では消費者の方々により鮮度の高い、付加価値の高い水産物を供給することもこれまた重要なことではないかということで、絶対値の差で評価を行うということは必ずしも適当ではないのではないか。ある程度付加価値を高めたものについても必要な、流通コストの縮減を図ることももちろん必要でございますけれども、そういった単なる絶対値的な流通コストの縮減を図ることが目的ではないということで、相対値ということで目標を設定させていただいてやっているところでございます。

立花委員 私も相対値でいいと思うんですが、それで途中の流通とか加工、最近では流通もいろいろ加工段階も含めて、おかずとか入っているわけで、それですといいんですが、それが高いからけしからんということになるのかなというのが、ちょっと私、疑問に思ったものですから。

石川企画課長 今ご説明いたしましたとおり、相対値の中で流通コストについても必要な付加価値を中につけていただくということについて評価していけるものではないかというのが我々の考え方でございます。

八木座長 この点について、昨年度も議論があったんですけども。

立花委員 そうですか。

八木座長 この - 7の説明で、産地価格に対する小売価格の比率ですから、価格差ではないんですよ。価格比率かあるいは価格倍率と言うのが正確だと思うんです。例えば、産地価格が高付加価値化をして単価が高くなった場合に、流通コストが同じだとすれば、この価格比は下がるんですよ。それを評価するかどうかという問題があって、絶対的な中間流通コストがどのくらいでどう下がったということを見る指標ではないのではないかという懸念が、昨年も、委員の皆様方の中にあっただのではないかと思います。こういうご検討をいただければと思います。

よろしいですか。

立花委員 去年のことは私はちょっと知りませんでした。

八木座長 それでは、時間の関係もございますので、バイオ関係で西郷課長、お願いします。

西郷環境バイオマス政策課長 バイオマスタウンにつきまして、タウンの数だけ作らせていたんではどんどん補助金が増えていくようなのでよくないのではないかというご指摘がございました。

確かにバイオマス全体の利活用につきまして、そういう事態が市場ベースに乗るかといったことについてはなかなか乗らないので、コストを下げるといふ努力をしていかなければいけない、これは事実でございますので、それは別途いろいろな技術開発だとかやっているところでございますけれども。

バイオマスタウンと申しますのは、何も補助金をどんどん投入していくものということではなくて、例えば私どもも、国はツール施設の縦割りだと言ってしかられるわけでございますけれども、地域においていっても例えば廃棄物を見ているところは廃棄物を見ている、農業は農業、林業は林業となっていて、なかなか地域に賦存をしている、実はバイオマスを使ってほしい人もいるし使いたい人もいるんだけどなかなかマッチングができないとか、そういったことが多くて、そのためになかなかもったいないことになっているんじゃないかと。

なので、バイオマスタウンというのは地域の中で、いわゆるバイオマス関係者と言いますけれども、業者であったりあるいは最近学校の先生方も結構入っていただいているんですけれども、そういった方々に集まっていただいて、どういうふうにしていけば地域でうまく回っていくだろうか。

これは、最後、公表の基準というのがございまして、バイオマスタウンになるための公表の基準というのは、一応、廃棄物系バイオマスが90%以上、未利用系であれば40%以上とあって、総合的な利活用を図るためのやり方を示すということで、それについてどうお金をつけるかというのは全く関係なくですけれども、そうしたらいいんじゃないのということも話し合って工夫をしていただくと。

それについては、それを自分でやるかどうかについては廃棄物の規制等がいろいろございますので、バイオマス立法の関係省庁がチェックはいたしますけれども、それは交渉していただくというやり方をとっていますので、それそのものが補助金をどんどんやっていると、事業量をふやしていくための指標というわけではないということでございます。

八木座長 国際部の佐南谷課長、どうぞ。

佐南谷国際政策課長 立花委員のご指摘のとおり、大変円高が進みまして、これが輸出にどのような影響があるかというのを私ども関心を持って見ております。円レートにつきましては、昨年あたりから非常に高くなり始めまして、それから、アメリカで起こりましたサブプライムの問題、これがアジアを初めとする各国の金融市場の混乱にも結びついているということでございます。

私どもの資料の - 3の右側の円グラフにございますように、主な行き先というのは、香港、アメリカ、韓国、中国、台湾と、こういったところですので、こういった円高等々の問題がどのようなことで出てくるかということで、対前年同月比の輸出の量も合わせて見てみましたところ、昨年のは前半あたりはおおむね二桁台の伸びをしておりまして、昨年の第4四半期以降、伸びが一桁台が多くなってきているということになっておりまして、これをもって直ちに円高の影響等々と即断することはできないとは思いますが、私どもも非常に注意深く見守っていこうというふうに思っております。

それから、ビジットジャパンとの連携ということでございますけれども、私どももこれは非常に重要なポイントだというふうに思っております。取組はしております。ただ、お土産の場合は、私どもが特に得意とする生鮮果実等々の場合には検疫の関係等がございまして、そういう問題を乗り越えられるような形で特徴のある土産物をつくっていくとい

うことが重要かなというふうに考えております。

八木座長 長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 バイオマスのところで2点質問があるんですけども。

まず、最初のところですけども、平成20年度の建設計画についてはわかったんですけども、その次に、先ほどこうなったらいいなというグラフを拝見したんですけども、その次の建設計画はあるのかどうかということを伺いたいのが1点目です。

もう一つ、今お話しになりましたバイオマスタウンなんですけれども、私は、地域分散型エネルギーはもうやるべきだと思っていますし、方向性としてはとてもいいと思っていますんですけども、ただ、実効性にかなり問題もあるかなというふうに思っていて、とりあえずの目標でかなりの市町村が取り組んでみようとされるころまではいいと思うんですけども、その実現可能性のところを今後どう見ていくのかということが、まだちょっと見えないなというふうに思います。

で、例えば京都議定書目標達成計画のところで、これは未利用バイオマスを使ったことによる削減値とかというのは、カウントされているんでしょうか。

八木座長 西郷課長、どうぞ。

西郷バイオマス政策課長 ありがとうございます。

建設計画と策定と、正確に申しますと、先ほど申しました数字は19年度予算でいただいているやつについて、19年度のお金で今工事をしているやつで、1年でできないものですから、できてずっとやっていくとそれだけでも22年度、23年度単については3万5,000キロリットルはバイオエタノール、バイオディーゼル合わせて農林省の事業になってくるだろうと、こういうことでございます。

長谷川委員 3工場とは。

西郷バイオマス政策課長 北海道で2つ、これが1つ1.5万キロリットルの容量がございます。

長谷川委員 次の建設計画はどうなっているんですか。あるわけじゃないんですか。

西郷バイオマス政策課長 これは、モデル実証事業でございますので、これはすごくお金がかかりますものですから、そんなにたくさんはあちこちでやるというわけには……。とにかく、できるんだということを示すと。

それと、コストが高いという長谷川先生のご指摘はそのとおりなんで、どうやったら詰められるかというのを実証しながらやっていくという事業でございまして、国がどんどん

建設計画を立てることにはなっていない。

で、次のことでございますけれども、国が投資をすべきなのはどういう点かというのは、私どもはバイオ燃料につきましては最近いわゆる食料との競合でございますとか、アメリカでトウモロコシがバイオ燃料に回しているんで、いろいろな価格を結構上げているんじゃないかというのもございますし、それから、環境に本当にいいのかといったことを結構言われるわけでございますので、少なくとも自給率の低い我が国としては、食との競合を図るようなんではまずいというふうに思っております、食べない部分、キナワでございますとか、もっと先に行くと同伐材でございますとか、そうして要するに木チップとかセルロースという繊維がございますけれども、そういった部分についての燃料化を進めていくべきだろうということで、20年度予算につきましてはその部分のモデル実証事業につきまして一定の新規予算を要求というか、政府案に入っているということでございます。

それで、じゃああとはどうするのという可能性につきましては、先ほどご説明申し上げましたけれども、ことしについては税制の改定の見込みでバイオエタノールをガソリンにまぜた場合に、その分についてはガソリン税を免税するでございますとか、あるいは法律に基づきましてバイオ燃料の原料を出す農林漁業家とあるいはバイオ燃料をつくる人たち、これがきちんと計画を立ててちゃんとできますというのを国が認定した場合については、固定資産税を半分、3年間に限って免除するとか、そういった税制だとかその他もろもろのことを用意してございます。

そういったものを少しずつやることによって、民間のような取組とかと進んでいけばいいなというふうに考えているところでございます。

それと、目標達成計画の中にバイオマスタウンが取り込まれているかということについては一応記述してございます。ただ、これでもってどの程度見込むかということ、何百万とかというきちんとしたやつは一応計算は出しているんですけども、それがだめだったら達成できないということでは困りますので。ですから、バイオマスタウンとしてこのぐらいのことはできる可能性があるというふうなことで一応書いてございますけれども、だめだったら国の目的が達成できないというふうな数字では困るので、森林の3.8%だとか、ああいうのは別の扱いでやって、一応計算はしてございます。

長谷川委員 数値はあるんですね。

西郷バイオマス政策課長 はい。数値でどの程度というものはございますので。

長谷川委員 分かりました。

八木座長 合瀬委員、どうぞ。

合瀬委員 林野のところでちょっとお聞きしたいんですが。

森林吸収源としての林野は、今回の評価のところではないということは承知しているんですが、ただ、国産材の利用というのと多分裏表なんだろうと。それで、吸収源のところでは、かなり頑張らないと3.8%はなかなか達成できませんよということだったと思うんです。

その一方で、国産材の利用の目標はこれでいいのかどうかということなんですが。これはどういうふうを考えていらっしゃるのかですか。目標値をもう少し上げて、それと裏表になれる森林吸収源を上げるというふうなことで、そういう考え方ができないのかどうか、その辺をちょっと考え方をお聞きします。

八木座長 榎本課長、どうぞ。

榎本企画課長 森林吸収源につきまして評価書で申し上げますと、 の方で森林の整備のところの評価の中でつけ加えるようにしてきておりまして、現在、私どもの行ってきておりました間伐などの森林整備ですけれども、特に間伐、これが35万ヘクタール行われているわけでございます。ただ、先ほどございました3.8%の達成目標、これを遂げていくためには、20万ヘクタール間伐を追加していかななくてはいけないということとなっております。またこれを今年度から始めまして6年間やっていかなければいけないと。今年度というと初年度ですけれども、初年度につきましては財政的にも補正予算、当初予算をいただきまして整備を現在、平成19年度末に向けてやっているところでございます。

また、20年度分につきましても、予算の方で当初・補正合わせて546億ちょうだいしております、これで20万ヘクタールの追加を現在やっぺいこうと、来年度。ただ、これはあと4年度さらに続けていかなければならないというものでございます。

一方、木材の2,300m³の目標でございますけれども、もちろん間伐を行いましたときに、切り捨ててしまう間伐もあるんですけれども、利用して出てくる間伐材もでございます。で、2,300万m³を目標として設定しているときには、間伐で出てくる材と皆伐ですね、全部切って出てくる材、それらの見込値を見込んで、今後どのくらい出てくるかと。相当意欲的に伸ばしていくとどのくらいまでいくかということを出したものでございますので、間伐材の量もその中に入っております。

私どもとしましては、今の問題でございますが、切り捨ててしまうのが非常にもったいないものでございますから。今、日本の森林資源はだんだん充実してきております。戦後

造林したものが大分生育してきておりまして、利用できる上限タイムに入ってきていると。少々悪い材、昔はB材と呼んでいたんですけれども、そういうA材、B材、C材のB材につきましても、今、非常に合板などで国産材を使う技術が進んできております。日本の国産材のような硬い年輪があるものでも、うまく合板に加工するためのロータリーレースという機械が大分普及してきておりまして、そういうもので使っていくという状況になってございますので、私どもとしては、今回の吸収源対策で間伐を進めるに際しましては、できる限り、「利用間伐」と私ども呼んでいますけれども、切り捨ててしまうのではなくて利用する間伐を入れていきまして、この2,300万 m^3 の目標を達成していきたいというふうにご考えているところでございます。

合瀬委員 要するにそれは織り込んであるということですね。

榎本企画課長 入っています。

八木座長 他にございますでしょうか。

それでは、私の方からバイオマス関連で、先ほどもご説明いただいたんですけれども、実証モデル事業で規格外農産物を使って5万キロリットルという、こういう目標だと思うんですが、それにしてもやはり食との競合だけでなく、非常にコストのかかるものですよ。やはり中長期的には生物系のバイオ燃料に向かったの取組が非常に大事だと思います。特に日本の場合にはそれがバイオ燃料を定着させるかどうかの大きな鍵になると思います。

単に19年度から始まり事業が動けば3.5万キロリットルになるという、生産量だけではなくて、コストの問題なりあるいは技術的な問題なり、そうしたものを工夫の中に入れるべきではないかなと思うんですよね。予算をかけて、お金をかけて、とにかく何キロリットル作ったということではなくて、その定着に向けてどのくらい施策が効果を発揮しているかという、そういう視点からの評価も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

西郷バイオマス政策課長 ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおりでございます。今、まずバイオ燃料の方から申し上げますと、今現在、ほとんど試験的な生産以外行われていないゼロの状況でございますので、この目標を設定するときに、まず基本的にある程度方針をまとめているところまでやらなければいけないので、それに実際コストと言っていくと、コストの計算しかないわけで、実際どの程度かかったという実態もないわけでございますので、そういったことはどこを押さえたいかといったこともやりつつやっていくという中での設定でございますので、設定はあれでございますけれども、ただし、今、ご指摘のお話もでございますので、やって

いきながら検討してやらせていただけたらと思います。

ただ、コストを下げる取り組みといたしましては、先ほどご説明しました税制その他、あちこちでやってございますけれども、技術的には例えば多収穫米の最初のうちの食べないやつや余った種籾とか余剰の籾とかの食べられないものを使うときに多収穫米を使ってやるとか、そういった物の考え方でございますとかというのを少しずつ技術開発の出でくるときに合わせまして、これからのことは一応考えてもらいますし、それから、今ご指摘ございましたセルロース系のことにつきましては、今日書いてございませぬけれども、経済産業省などと協力いたしまして、こういった技術のブレイクスルーが必要かといったような懇談会も開いてございまして、リッター100円、そのためにはこういうことが要る、もう少し安くしたらこんなことをやると、ずっと検討を続けておりまして、必要な技術というのが大体分かってきてはいるんですけれども、それが実際にできるかどうかという点等ありまして、やはりできませんし、ある程度政策への点も考えないといけないと思ってございますけれども、まずは作って実証できるかどうかというところによると考えてございますので、今後の課題とさせていただきます。

八木座長 それでは、後半の議論につきましては、このあたりで打ち切らせていただきます。

評価結果につきましては、皆様から伺った意見を十分に踏まえて、必要な修正をお願いいたします。

なお、本日、発言できなかつたり会議終了後にお気づきの点がございましたら、後日事務局にご連絡をお願いいたします。

最後に、事務局から報告事項等がございますので、お願いします。

塩川参事官 では、報告事項が4点ございます。

資料の後ろの方に参考資料というのがございます。お開きいただけますでしょうか。後ろから15枚目ぐらいなんですけど、参考資料1というのがございます。横表の次です。

昨年11月に経済財政諮問会議の中で政策評価の重要対象分野というのが選定されました。それは何かと申しますと、実は昨年6月にいわゆる骨太という「経済財政改革の基本方針2007」、これは閣議決定がされているんですが、次のページ、参考1-2に骨太が書いてございますが、その、真ん中の(4)にございますが、「平成19年末から次の方法で経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化する」ということになっています。さらに、 に「総務大臣は、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等につ

いて意見を述べる」、 に「経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示する」という形になっています。その一連の作業として、1枚前に戻っていただいて、政策評価の重要対象分野が決まったという形になっております。

それで、実は農林水産関係で1つだけその重要対象分野になっています。下の「3 農地政策」というのがございまして、これが経済財政諮問会議でも見ていく分野になっております。

ただ、いつの時点でかということなのですが、その一番下の行に、「適切なタイミングで効果の発現状況を踏まえ評価を行う」という形になっておりますので、農林水産省で昨年11月に策定しました「農地政策の展開方向について」というのがございまして、それに沿って施策を具体化していく中で、適切な時期に評価を行いたいというふうに思っております。

それから、2つ目の点は、参考資料2というのがございます。これは何かと申しますと、総務省が毎年度末に各省が実施している政策評価の内容について点検をするという仕組みがございます。それで、今回農林水産省の実績評価に関しまして1点だけ指摘をしております。それは先程座長あるいは田中委員からもご指摘がありました人材の育成・確保のところ、新規就農青年を毎年1万2,000人確保するという目標に対して、実績値が下回り、かつ、徐々に下がってきているというものがございます。農林水産省の政策評価ではこれは「A」ランクとなっています。

同じようなものがもう1つございまして、中山間地域における経済活性化に向けた条件整備の促進は、農家総所得を毎年度485万円を維持しますという目標に対して、これも、実績値が下回り、かつ、毎年下がってきていますが、「A」ランクになっています。このようなものについて、「A」とするだけではなくて、やはりその要因を分析すべきではないかというふうに指摘をしているということでございますので、先ほどこの評価会の中でもそういう意見も出ましたので、次回の6月のときにしっかり分析をして、また、ご報告・ご説明を申し上げたいというふうに思っております。

その次、参考資料3というのがございます。これは何かと申しますと、農林水産省で決めている政策評価の基本計画と実施計画でございます。基本計画の方は4月1日の農林水産省の組織の再編に伴う変更でございますので、これは省略をいたします。

参考資料3の4ページのところに実施計画がございまして、重要な変更事項としまして、その左側の、2(2)というところに、傍線がかなり引いてございます。これは何かと申

しますと、今まで政策目標が「C」となっていたものの中で、予算額が上位2事業について手段別評価をやっておりました。去年でいきますと麦についてやりました。

今年度はもう少し手段別評価を充実したいということで、例えば水産では政策目標の中に指標が幾つかに分かれています。その指標ごとに、例えば達成ランクが「C」になれば、その指標にぶら下がっている政策手段についても、政策手段別評価の中でしっかりと分析をしていきたいということでございます。

それから、参考資料4をお開きいただきたいと思います。これは、20年度農林水産省の組織・定員の改正の中身でございますが、その2ページ目、参考4-2というところをお開きいただけますか。7の「その他」の(1)ですが、「政策評価業務と食料・農業・農村白書業務との連携を強化するため、政策評価業務を大臣官房情報課に移管し、大臣官房企画評価課を『政策課』(仮称)に改編」ということでございます。8月に実施するという予定になっております。従いまして、今年度の8月までは企画評価課で行い、その後、情報課の方に移管をされるということになります。

それから、参考資料5をご覧くださいませでしょうか。次回以降の評価会のスケジュールでございます。

第2回目は、そこでございますように4月25日金曜日に、14時から16時半まで、場所は同じ第2特別会議室で、20年度実施する政策の目標設定に関する意見交換を行います。今日も大分目標設定自体がどういうことなんだろうというご意見がございましたので、それを次回の4月のときに皆様方からご意見を賜りたいというふうに思っております。

それから、第3回の政策評価会は、6月13日の金曜日の15時から17時半までということでございます。これは、今日いただきましたご指摘を踏まえて、また実績値も出ておりますので、それも反映させた形で19年度の政策の評価結果をご説明申し上げます。併せて、先ほど申し上げましたように、達成ランク「C」のものにつきまして、手段別評価と要因分析をしっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

八木座長 ありがとうございます。

田中委員、どうぞ。

田中委員 組織全体をいろいろ見直されたり、どんどん展開していかれることは非常に結構だと私は思っておりますが、しかも政府の中でこの政策評価を情報課におやりなるのも、ちゃんと総務省の審査も受けてやられるわけで、私がどうのこうのと言うわけでもあ

りませんが、ホームページ見てもそのところの理由が、ここにも書いてあるんですが、白書との関係を強化するためということなんですが、そのところの意味が分からない。

というのは、政策評価は政策の企画・立案のためにやると私は認識しておりますが、白書というものに対する私の認識が間違っているかも知りませんが、白書というのはその年度なり前年度なりの農政の実績を正確に国民に分かりやすく知らせるという役割であって、政策評価をなぜ企画評価課から離すのか。政策課がするのはいいんですよ。政策課の中に置かないで、情報課の方に置くようにしたのは、政策評価というものを政策を評価し新しい政策に反映させるというんじゃなくて、もう成果だけを国民に分かるように書けばいいんだというふうに見える。政策に反映させるということはちょっと横に置いちゃうというふうな話に受けとめられるんですね。その辺はどういうふうに考えておられるんですか。済んだことをどうこう言んじやないけれども、しかし知っておく必要があると思います。

塩川参事官 白書につきましては、おっしゃられましたように、1年間の施策の結果がどういうふうになっているかというのもあるんですが、実は、そのほかにも、例えば20年度に講じる施策も併せて白書の業務としてしっかりやっていますので、その意味でいけばまさにぴったりあっているということで、今回情報課へ持っていったというふうにご理解いただければと思います。

田中委員 白書の性格はわかりましたが、そうすると、情報課の方で各局に対してそういう姿勢で臨まれるわけですね。政策評価の結果がこうだからと。つまり言いたいことは、今まで企画評価課の中でおやりになったことと、やり方なり成果の生かし方なりが同じなのか変わるのかということだけなんですよ。

塩川参事官 そこは大きく変わらないと思っています。今までも企画評価課で評価をしたものを、予算課で新規予算をつくる時に反映させるというやり方ですから、情報課へ移ったとしてもその連携は全く変わらなくて、翌年度にしっかり反映できるような形で進めていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

田中委員 多分、私の評価ですけども、恐らくは官房政策課長、企画評価課長が超多忙なために、むしろ情報課に持っていった方が本当に生きるという意味かなというふうに理解するのですね。政策課長が忙しいから、とにかく外に出すと、そういうことではないんだな。

塩川参事官 そういうことではございませんで、純粹にどこと連携するのが一番政策評

価としてふさわしいかという観点から移しました。

八木座長 よろしいでしょうか。

田中委員 はい。

3 閉会

八木座長 それでは、次回の政策評価会は4月25日に開催することとします。

なお、政策評価会に提出された資料は、農林水産省ホームページにより直ちに公表されることになり、会議の議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、発言者の氏名とともに公表することとしたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

本日は、これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。